災害救助法による救助の程度・方法及び期間

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　象　者</th><th>費　用　の　限　度　額</th><th>救　助　の　期　間</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>避難所の設置</td><td>1 法第２条第１項
現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者
2 法第２条第２項
災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者</td><td>基本額　避難所設置費１日１人当たり
350 円以内
加算額　「福祉避難所」を設置した場合、通常の実費を加算</td><td>1　法第２条第１項第１号の避難所
災害発生の日から７日以内
（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）
2　法第２条第２項の避難所
法第２条第２項の規定による救助を開始した日から、別に定める日まで</td><td>1 対象経費は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費。
2 輸送費は別途計上
3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル･旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能</td></tr>
<tr><td>応急仮設
住宅の供与</td><td>住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者</td><td>1 建設型応急住宅
1戸当たり 6,883,000 円以内
2 賃貸型応急住宅
地域の実情に応じた額</td><td>1 建設型応急住宅
着工時期：災害発生の日から 20 日以内
供与期間：２年以内
2 賃貸型仮設住宅
着工時期：災害発生の日から速やかに提供
救助期間：最長２年</td><td>1 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる）
2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる</td></tr>
<tr><td>炊出しその他による食品の給与</td><td>1　避難所に収容された者
2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</td><td>1 人 1 日当たり 1,330 円以内</td><td>災害発生の日から７日以内
（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）</td><td>食品給与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内
（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他、生活必需品の給与又は貸与</td><td>住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1　夏季（４月～９月）冬季（10 月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
2　下記金額の範囲内
<table><tr><th colspan="2">区　分</th><th>1 人世帯</th><th>2 人世帯</th><th>3 人世帯</th><th>4 人世帯</th><th>5 人世帯</th><th>6人以上1人増す毎に加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏季</td><td>19,800</td><td>25,400</td><td>37,700</td><td>45,000</td><td>57,000</td><td>8,300</td></tr><tr><td>冬季</td><td>32,800</td><td>42,400</td><td>59,000</td><td>69,000</td><td>87,000</td><td>12,000</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏季</td><td>6,500</td><td>8,700</td><td>13,000</td><td>15,900</td><td>20,000</td><td>2,800</td></tr><tr><td>冬季</td><td>10,400</td><td>13,600</td><td>19,400</td><td>23,000</td><td>29,000</td><td>3,800</td></tr></table></td><td>災害発生の日から 10 日以内</td><td>備蓄物資の価格は年度当初の評価額</td></tr>
</table>

救助の種類	対象者	費用の限度額	救助の期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕等の実費 2 病院又は診療所：国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者：協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者	1 救護班：使用した衛生材料等の実費 2 助産師：慣行料金の８割以内の額	分べんした日から７日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	輸送費、人件費は別途計上
被災住宅の応急修理（住家の被害の拡大防止）	住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり　51,500 円以内	災害発生の日から 10 日以内（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は、修理することで居住することが可能な場合）
被災住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分）	1 住家が半壊、半焼、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対する費用（1世帯当たり） 1 大規模半壊、半壊又は半壊もしくは半焼の被害を受けた世帯 717,000 円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000 円以内	災害発生の日から３か月以内（災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６ヵ月以内）	
学用品の給与	全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材、または正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 1 人当たり5,200 円以内 中学校生徒 1 人当たり5,500 円以内 高等学校等生徒 1 人当たり 6,000 円以内	1 教科書 災害発生の日から 1 か月以内 2 文房具及び通学用品 災害発生の日から 15 日以内	1 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 2 幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬する者	1体当たり 大人（12 歳以上）　226,100 円以内 小人（12 歳未満）　180,800 円以内	災害発生の日から 10 日以内（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	

資料 2-1　災害救助法による救助の程度・方法及び期間

救助の種類	対　象　者	費　用　の　限　度　額	救　助　の　期　間	備　考
死体の捜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	輸送費、人件費は別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1 体当たり 3,600 円以内 2 死体の一時保存 ① 既存建物利用の場合：通常の実費 ② 既存建物利用でない場合：1 体当たり 5,700 円以内 ※ドライアイスの購入費の実費加算可 3 検案　救護班以外による場合は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上
障害物の除去	住家の一部又は全部に障害物が運びこまれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者	1 世帯当たり 140,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者（法第２条第２項の救助にあっては要配慮者等）の避難 2 医療及び助産　6 死体の処理 3 被災者の救出　7 救済用物資の輸送 4 飲料水の供給 5 死体の捜索	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間	

（内閣府防災情報のページより）